

令和2年7月10日

保護者各位

川辺高等学校
校長 大山尚人

新型コロナウイルス感染症の感染防止策について

鹿児島市内でのクラスター発生を受けて、県内各地に感染者が続出しており、学校周辺の地域でも感染者が出ていますが、川辺高校には、感染者や濃厚接触者としてPCR検査を受けている生徒・職員はおりません。また、「新しい生活様式」において鹿児島県は「感染レベル1」であることを考慮し、現在、本校では下記のような感染予防対策を取りながら、教育活動を継続しております。本校の教育活動継続に向けた取組をご理解のうえご協力をお願いいたします。

生徒や保護者の皆様においては、疑問や不安なことなどございましたら、各担任等を通じて学校にお知らせ下さい。

記

感染防止のための取り組み

a) 換気の徹底

授業をするすべての教室で、こまめな換気を実施しています。

本校では、学校薬剤師の協力で行った検証実験をもとに、エアコン稼働時(例年より早期より稼働)にはすべての教室において出入り口を開放し、扇風機を利用することで教室内の換気効率の向上に努めています。

あわせて、手洗いや咳エチケット及び、学校医や学校薬剤師と連携した保健管理体制の整備など感染症対策を行っています。

b) マスクの着用の励行

学校における様々な活動(授業・清掃・教室間の移動等)においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることから、飛沫を防ぐためマスクを着用するように指導しています。さらに、バス通学者がバスに乗車する際にはマスク着用を徹底するように指導しています。また、校内を移動する際や清掃作業中のマスク着用も繰り返し指導しています。ただし、気候の状況により、熱中症も心配されることから、授業開始時に水分補給を呼びかけるとともにマスクを外させることもあります。

c) 登校前に行っていただきたいこと

保護者の皆様には、生徒の登校前に、生徒の体温測定と風邪症状の有無について毎朝確認していただくようお願いいたします。風邪の症状が見られる場合は学校にご相談下さい。もし発熱・咳・のどの痛み等がある場合は、自宅休養させてください。ちなみにこの場合、「欠席」扱いにはいたしません。なお、その間の学習についてはインフルエンザ罹患時と同様に、課題を課すなどして可能な範囲での指導を行います。

d) 学校行事について

クラスマッチ、体育祭等の学校行事は、授業だけでは得られない生徒たちにとって大切な学びの場です。学校といたしましては、これらの行事を出来るだけ実施していきたいと

考えています。「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に則り、地域の感染状況を注視しつつ、感染リスクを低減させる方法を模索しながら、内容や方法を工夫する取り組みを行います。それでも、残念ながら状況によっては、学校行事の保護者見学を制限したり、行事そのものを中止せざるを得ない場合があることをご了解下さい。

e) 部活動について

部活動は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に示されているとおり、地域の感染状況に応じて、実施内容や方法を工夫した上で活動しています。現在本校は、毎日の検温で体調不良者の部活動自粛や移動中のマスク着用、手指消毒、使用する道具の消毒等を行ったうえで部活動(練習)や相手校(チーム)と感染予防対策の確認を行ったうえで練習試合等を実施しています。なお、現段階では、県外への移動を伴う部活動は自粛解除(許可)がなされていません。

大会への参加や対外試合等を実施する場合には、地域の感染状況を考慮した上で、会場への移動時、会場での更衣室や会議室の利用時など、大会等におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め、感染防止対策を講じるようにしています。顧問との連絡・連携・協力をお願いします。

f) 感染者等が発生した場合について

①学校等への連絡のお願い

医療機関を受診し、生徒本人や保護者など、同居家族の感染が判明した場合には、医療機関から本人や保護者に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。その際直ちに学校にご報告下さい。なお、感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行いません。

また、生徒本人や保護者など、同居家族が濃厚接触者であると判明した場合も、直ちに学校に連絡してください。PCR検査の結果がわかり次第速やかにお知らせください。学校では、申し出をしてくださった方のプライバシー保護に努め、偏見や差別に合うことがないように十分に配慮します。

②感染者や濃厚接触者等の出席停止

生徒・同居家族等の感染が判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校は、当該生徒に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間となります。

③学校内で体調不良者が発生した場合の対応

学校内で、発熱等の風邪症状が発生した場合には、当該生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。この場合、「欠席、早退」とせずに、「出席停止(出席する必要がない日)」として記録します。

なお、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまることが必要となるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。

④休校措置について

本校生徒及び職員から感染者が出た場合は、休校となる可能性が高くなります。(休校措置の決定は県が行います)さらに、生徒や教職員の生活圏における感染症のまん延状況により休校の判断が出ることもあります。現段階では川辺高校は通常授業を継続します。